

第 2 期加賀市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

第 1 期子ども・子育て支援事業計画が、令和元年度で最終年度を迎えることから、第 2 期加賀市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度から令和 6 年年度）を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子育て支援施策を総合的に推進し、「地域で支えあい安心して子育てができる住みよいまち」を目指します。

1 計画の概要

第 1 章 計画の策定にあたって

「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」として、子ども・子育てに関する支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置付け、また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を踏まえて策定する。[計画期間]令和 2 年度～令和 6 年度までの 5 年間とする。

第 2 章 子ども・子育てを取り巻く状況

- ・人口減少、少子化は、今後も進行することが見込まれる。
- ・男女ともに晩婚化が進行している。
- ・女性の就業率は、国、県と比較すると高い。

第 3 章 計画の基本理念及び基本目標

基本理念：地域で支えあい安心して子育てができる住みよいまち

第 4 章 施策の展開

[第 3 章]の基本目標の基本事業ごとの現状、課題、施策の方向性を記載

基本目標 1	わたしたちと地域が支える子育てしやすいまちづくり
	地域住民と協力・連携し、地域の温かいまなざしのもとで、孤立することなく、安心して子育てができるよう、互いに援助し合えるまちづくりを推進する。
基本目標 2	すべての子育て家庭にきめ細やかな支援ができるまちづくり
	保護者のニーズに対応した多様な保育サービスの充実を図り、ひとり親家庭などに対する生活支援の充実を図る。
基本目標 3	健康で感性豊かな次代の市民を育成するまちづくり
	すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊娠期から切れ目のないきめ細やかな育児支援に取り組む。
基本目標 4	子どもからおとなまで、すべての市民が安心して暮らせるまちづくり
	地域と協力して子どもたちを事故や犯罪などから見守る活動、子どもが自らを守るための教育を地域、家庭、行政が一体となって推進する。
基本目標 5	仕事と家庭の両立を支援し、若者が安心して家庭をもてるまちづくり
	労働環境の改善を促進し、若者が経済的に自立し、安心して結婚し、子育てに希望を持てる環境を整備する。

第 5 章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期

ニーズ調査等の結果を踏まえ、必要なサービス量を見込み、適切な時期に必要なサービスを確保します。

第 6 章 計画の推進

加賀市健康福祉審議会こども分科会において、施策の実施状況について、点検・評価を行いながら実施します。

2 計画策定の経過及び今後のスケジュール

開催日時		会議・内容等
令和元年	6月12日	第1回こども分科会 (子ども・子育て支援事業計画の方向性の説明)
	8月21日	第2回こども分科会 (計画骨子案の説明)
	10月30日	第3回こども分科会 (計画素案第1章～第3章、量の見込みの説明)
	12月25日	第4回こども分科会 (計画素案の協議)
令和2年 (予定)	2月19日	第5回こども分科会(最終) (計画案の最終確認)
	2月下旬～3月上旬	健康福祉審議会 (計画案の最終確認と答申)
	3月6日～20日	パブリックコメントの実施
	3月下旬	計画の周知